

## 平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：東北電力(株)女川原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 藤波章

番号	指摘日	事務所担当者	事業者対応者	指摘(要旨)	事業者回答日	事業者の処置状況
1	平成29年11月29日	藤波 章	原子力品質保証室長	平成29年第3回保安検査の検査項目のうち、「マネジメントレビューの実施状況(本店検査)」を確認した結果、「平成29年度上期マネジメントレビューのインプット」において、女川原子力発電所及び東通原子力発電所における不適合の発生件数、不適合区分別件数、平成21年度以降の発生件数推移、要因別発生状況、発見から1年以内の処置の状況等が記載されているものの、その内容が状況説明に留まっているため、不適合の発生低減等の改善につなげるために、より一層のデータ分析を行うように指摘した。	平成29年12月8日	平成29年度上期マネジメントレビューのインプットにおいて、女川原子力発電所及び東通原子力発電所の不適合に関する項目が、状況の説明に留まっていたことを踏まえ、下期のマネジメントレビューのインプットからは、不適合のデータを含め、更なるデータの分析を行い、改善につながるよう課題を抽出していく。
2	平成29年12月8日	藤波 章	発電所長	平成29年第3回保安検査の検査項目のうち、「調達管理の実施状況」「文書・記録管理の実施状況」を確認した結果、現場に掲示される事業者承認文書の変更時情報管理が十分に行われていない状態を複数確認した。現場掲示の文書等に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく事業者承認後、現場に掲示すること及び、工事仕様書に基づき管理することが求められるが、本件事象の説明を受ける限り、文書管理及び調達管理に課題があることを確認した。本件同様の事象が他部署でも発生する可能性もあることから、最新の文書が確実に使用出来る仕組みを再確認すること。他部署において旧版の使用がないことを確認すること。確認、検討した結果について当事務所に報告すること。を指摘した。	平成30年3月19日	<p>工事要領書の最新版管理(工事対象の選定・変更、体制表の変更、工期及び工程表)については、適切な管理を実施するために下記のQMS文書を改正した。</p> <p>「工事要領書・工事報告書作成要領書」  「物品購入,工事請負,委託契約の標準仕様書(要領書)」  「工事共通仕様書」  「設備図書管理要領書」</p> <p>また、工事要領書の適切な管理に関する教育を継続的に実施する。</p> <p>保全部各G及び保全部以外の工事要領書を確認し、改正が必要なものについて工事要領書の改正手続きを実施した。</p> <p>「平成29年度第3回保安検査における気付き事項に対する確認結果について(報告)」(3月19日)により報告した。</p>